

要 旨

筆者が所属する埼玉県立文書館の歴史は古く、日本で4番目の都道府県立文書館として昭和44(1969)年に設置された。文書館では開館と同時に古文書と併せて行政文書(戦前期第1種文書)の閲覧を開始しており、現在まで文書の保存機関としての役割を担っている。

本稿では、はじめに埼玉県立文書館というアーカイブズ機関の存在を前提にした埼玉県の公文書管理制度について、公文書管理法を先取りするような特色を持つ昭和58(1983)年施行の「埼玉県行政情報公開条例」のもとでの制度、それが全面改定され「埼玉県情報公開条例」となった後の変化、文書管理システムの導入と順を追って振り返る。

次に「公文書等の管理に関する法律」の施行を受けて埼玉県が実施した「次期文書管理制度」の内容を国や近隣都県の制度と比較検討し、埼玉県が他の都県と異なる点を明らかにする。歴史公文書の選別基準について不足している点はほぼ見当たらないが、現在歴史公文書を現用文書のまま保存しているところは埼玉県以外になく、そのため公開に当たって情報公開条例が適用され、利用制限についてアーカイブズ機関が主体的に判断することがなく、時の経過も考慮されないのは埼玉県だけであることが判明した。

それを踏まえ、後半では現行制度における課題を整理し、それに対して現行制度の中で可能な取り組みと、制度の見直しに向けて私見を述べる。

課題である時の経過については文書の保存期間を有期限とし、アーカイブズ機関への移管制度を保存期間満了時の措置として位置づけ、規定するという方法もあり、公文書管理条例の制定なくとも実施できるが、将来の県民への説明責任を果たすためには。移管された文書に対する利用請求権を保障することが不可欠である。

埼玉県は公文書管理法施行時、一度条例制定以外の道を選択した。しかし現行の文書管理制度の実施から約10年たった今、国においても制度の改正が行われている中であっては、現行制度の見直しについて検討を始めるべきである。公文書管理条例の制定を視野に入れた見直しに対する一案として、本稿を著すものである。